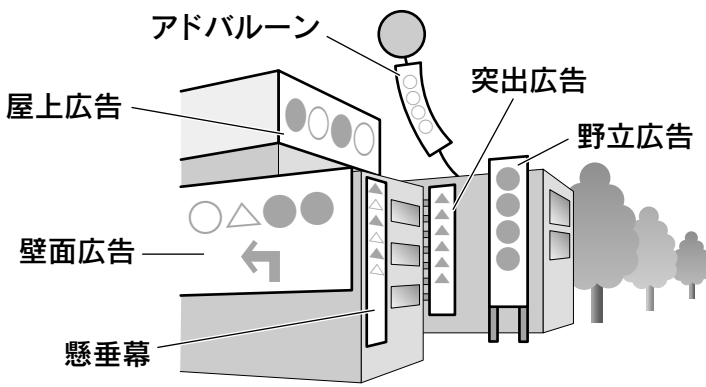


屋外広告物を表示するには 知事の許可が必要です

広告物も町の景観のひとつです

広告物は周囲の景観に影響を与えます。周囲と調和した広告物が求められます。



屋外広告物って？

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して、屋外で公衆に対して表示する看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、屋上広告物、壁面広告物などをいいます。

吉岡町で屋外広告物を表示する場合は、群馬県屋外広告物条例により**知事の許可**が必要です。渋川土木事務所へ申請手続きを行ってください。

簡易なものについては、許可手続きが不要な場合もあります。(祭典・緑日・年中行事のために一時的に表示するもの、公共掲示板に地方公共団体の規程に従って表示される広告物など) 詳しくはお問い合わせください。

許可基準

屋外広告物を表示する際に注意すべき点について、設置場所、面積などの許可基準が定められ、許可基準に適合しないものは表示できません。

許可期間

屋外広告物の種類ごとに許可期間が定められています。許可期間を超えて表示を希望する場合は、更新の手続きが必要になります。

表示できないものもあります

禁止広告物

著しく破損し、または老朽化したもの、信号機、道路標識または道路工事用標識などに類似し、またはこれらの効果を妨げるおそれのあるものなどは、表示ができません。

禁止物件

橋りょう、トンネル、街路樹、信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、ガードレ

ールなどには、屋外広告物を表示することはできません。また、電柱、街灯柱には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません。

禁止地域

禁止地域には、原則として屋外広告物を表示することができません。

許可の受け方

屋外広告物の表示の許可を受けようとする場合は、許可申請書に関係書類を添付の上、土木事務所施設管理係へ提出していただきます。詳しくは、土木事務所施設管理係へお問合せください。

手数料は？

許可申請には、手数料がかかります。種類や面積、個数により金額が異なります。許可手数料は、群馬県証紙で納めていただきます。

屋外広告物の設置は登録業者に依頼しましょう

群馬県内で「屋外広告業」を営む場合は、群馬県知事の登録が必要です。

屋外広告物を設置しようとするときは、必ず登録業者に依頼してください。

県内の屋外広告業登録業者は、群馬県のホームページに掲載しています。

なお、屋外広告業の登録申請窓口は群馬県都市計画課です。

※条例に違反して広告物を表示すると、勧告や措置命令が行われる場合があります。従わない場合には、屋外広告業の登録が取り消されたり、告発される場合があります。また、悪質な場合は、罰金刑などに処せられる場合があります。

▼問合せ先

群馬県都市計画課

☎ 027・22・3652

(直通)

FAX 027・221・5566